

斜里地区消防組合職員の懲戒処分について

地方公務員法第 29 条の規定に基づき、下記のとおり職員の処分を行いましたのでお知らせいたします。

1 被処分者

消防署小清水分署 50 代係長職

2 処分となる非違行為

- ・複数の部下職員に対してのパワーハラスメント行為

このような行為は、地方公務員法第 29 条第 1 項第 3 号（全体の奉仕者たるにふさわしくない行為）及び地方公務員法第 33 条（信用失墜行為の禁止）に該当する。

3 処分内容

減給 10 分の 1（3 か月）

4 処分年月日

令和 6 年 2 月 1 日（木曜日）

5 消防長のコメント

安心と安全を守る消防組織において、このような不祥事が発生したことについて、町民の皆様へ深くお詫びを申し上げます。この度の事案を組織全体で重く受け止め、再発防止の徹底に全力で取り組み、信頼回復に努めてまいります。